

# 慶弔見舞金規程

## (目的)

第1条 この規程は、社員の慶弔見舞いに関する事項について定めたものである。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、原則として正規に採用された社員に適用する。

- 2 前項に該当しない者の慶弔見舞金についてはそのつど決定する。
- 3 試用期間中の社員については、支給を保留する。

## (慶弔見舞金の種類)

第3条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3)弔慰金
- (4) 傷病見舞金

## (申請)

第4条 社員またはその関係者がこの規程の定めにより、慶弔見舞金の支給を受けようとする場合は、所属上長は慶弔見舞金申請書を作成して管理担当に申請する。

## (重複支給の取扱い)

第5条 同一の事実について2名以上の受給資格者がある場合は、結婚祝金を除き、役職上位にある者1名に支給する。ただし、役職が同じ場合は年齢が上の者を優先する。

## (結婚祝金)

第6条 社員が結婚した場合は、別紙・表1の結婚祝金を支給し、特別休暇を与える。

- 2 結婚の当事者がいずれも社員である場合は、前項に定める祝金を各々に支給する。
- 3 退職後3ヶ月以内に結婚することが決定している場合には、第1項の規定を準用する。

## (再婚の場合)

第7条 再婚の場合は、前条第1項に定める金額の半額とする。

## (祝電)

第8条 本人が結婚する場合は、会社名義（社長名および社員一同）で祝電を発信することがある。

## (出産祝金)

第9条 社員またはその配偶者が出産した場合は、別紙・表2の出産祝金を支給する。

- 2 前項の出産祝金は、出産した者が内縁の場合も含む。
- 3 死産または1週間以内に死亡したときは、出産祝金は支給せず、次々条に定める弔慰金を支給する。

## (弔慰金)

第10条 社員またはその家族が死亡した場合には、別紙・表3の弔慰金を支給し、特別休暇を与える。

また、その遺族に対し、弔電、檻、供花を贈ることがある。

- 2 特に功労のあった社員に対しては、前項の支給額を増額することがある。

## (弔電)

第11条 本人または配偶者の両親および兄弟姉妹が死亡した場合には、社長名をもって弔電を発信す

る。

(弔慰金受給者の範囲および支給順位)

第 12 条 社員が死亡した場合の弔慰金受給者の範囲および支給順位は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までの規定に基づくものとする。

(傷病見舞金)

第 13 条 社員が業務上または業務外の傷病で療養のため休業する場合には、次に掲げる区分に基づき、別紙・表 4 の傷病見舞金を支給する。ただし、職務傷病見舞金は傷病発生時から引き続き 7 日以上、普通傷病見舞金は、傷病発生時から引き続き 1 ヶ月以上療養することとなった場合支給対象とする。

(1) 職務傷病見舞金・・・業務上の傷病による場合

(2) 普通傷病見舞金・・・業務外の傷病による場合

2 職務傷病見舞金の場合は、支給額を増額することがある。

3 傷病見舞金のほか、花等の見舞い品を贈ることがある。

(出向社員および海外事務所の取扱い)

第 14 条 原則として本規程に基づくものとするが、差額が生じた場合、その都度会社が補填することもある。

(他給付との関係)

第 15 条 この規程に基づく慶弔見舞金の支給は、労働者災害補償保険、健康保険等の各種社会保険による給付とは関係なく別途に行う。

2 災害補償規程に基づく見舞金は、本規程における弔慰金および傷病見舞金に充当しない。

## 付 則

(施 行)

第 16 条 この規程は、2024 年 2 月 7 日制定、実施する。

別紙（第6条・9条・10条・13条関係）

表1 結婚祝金

| 給付区分 | 支給額    |
|------|--------|
| 本人   | 30,000 |

表2 出産祝金

| 給付区分     | 支給額   |
|----------|-------|
| 本人および配偶者 | 5,000 |

表3弔慰金

| 給付区分                 | 業務上    | 業務外    |
|----------------------|--------|--------|
| 本人                   | 20,000 | 15,000 |
| 父母、配偶者および子女          | —      | 5,000  |
| 同居の配偶者の父母            | —      | 3,000  |
| 兄弟姉妹、配偶者の父母および同居の祖父母 | —      | 2,000  |

表4 傷病見舞金

| 給付区分    | 7日以上   | 1ヶ月以上<br>1ヶ月ごと | 支給限度額  |
|---------|--------|----------------|--------|
| 職務傷病見舞金 | 20,000 | 10,000         | 50,000 |
| 普通傷病見舞金 | —      | 10,000         | 10,000 |

※別途見舞品を添える